

戦後ヨーロッパの相続人なきユダヤ人財産

—九〇年代の返還問題の起源とドイツのユダヤ人継承組織（JRSO）—

武井彩佳

はじめに

一九九〇年代後半、ヨーロッパ諸国の政府・企業はホロコーストの犠牲となつたユダヤ人の財産の返還要求をつきつけられた。⁽¹⁾ まず、ナチが強奪したユダヤ人財産を戦後国

有化した旧共産主義諸国に対し、その返還を求める動きが生れた。だが最も激しい非難の矛先が向けられたのは中立国イススであり、なかでも犠牲者の銀行預金から不当に利益を上げたとされるイスの諸銀行であった。戦後に遺族が預金の払い戻しを求めたものの、口座情報の不備などの理由で拒否された例、所有者と音信不通になつた口座の預金が長年にわたる管理費で食いつぶされた例が実際にあつた。⁽²⁾ 返還要求は銀行預金にとどまらず、他の分野にも飛び火した。犠牲者が払い込んだ生命保険の掛け金をそのまま自社利益とした保険会社、戦時下の略奪品と疑われる絵画を所蔵する美術館——これらに対しアメリカではいくつもの民事訴訟が起こされ、外交問題にまで発展した。

戦後半世紀を経て返還問題が再燃したことに、「なぜ今ごろ」という声も聞かれた。これに対しては一連の説明がなされた。まず、冷戦の終結と東欧の体制転換によりこれまで凍結されていた財産問題が一気に流動化したこと。非公開であった旧共産主義諸国の文書館が開放され、ヨーロッパ規模でユダヤ人財産略奪の詳細が明らかになつたこともこの流れを加速した。さらに過去数十年でユダヤ人の悲劇に関する理解が深まり、これまで政治体制ゆえに補償を受

けられなかつた旧ソ連・東欧のホロコースト生存者を早急に救済する必要性が認識されることもある。そのためには、エリー・ヴィーゼルの言葉を借りれば、今まで「話すには気が引けた」こと、つまり犠牲者の財産について話す必要がでてきたのであつた。さらに経済のグローバル化により企業活動に国境がなくなり、アメリカの集団訴訟を受けやすくなつたことも指摘された。⁽⁴⁾

この問題の根源は、言うまでもなくホロコーストで六百万とも言われるユダヤ人が命を落とし、ヨーロッパ中で莫大なユダヤ人財産が非ユダヤ人の手に残されたままになつていてことにある。特に問題とされた財産の少なからぬ部分が、財産所有者がその家族・親類ともども殺害され、返還を求める者が一人としていない「相続人不在の財産」であり、戦後の返還措置からもれることが多くつたことである。しかし世界的な返還「ブーム」が去つた今振り返ると、当時の論議においてはいくつかの重要な要素が見落とされていたことに気づく。

第一に、相続人不在のユダヤ人財産返還の要求は今に始まつたことではなく、これをユダヤ人の手に取り戻す試みは終戦直後からなされてきた。中欧・東欧のユダヤ人社会がナチにより壊滅的な打撃を受けたことが疑いもなくなつた一九四四年頃から、アメリカやパレスチナのユダヤ人社

会の指導者は、「ユダヤ人」として迫害を受け命を落とした者の財産は「ユダヤ民族」に帰すべきであり、その同胞に託されるべきだと主張していた。⁽⁵⁾ 財産をホロコースト生存者の救援に利用するためである。このため財産の信託人となる国際的なユダヤ人団体を設立し、これによる相続人不在の財産の一括的な管理・相続を提唱した。しかし当時はこのような超国家的な要求は、様々な政治要因に阻まれてほとんど実現しなかつた。その後、東西対立の激化で返還は凍結され、このため問題が現代まで持ち越されたのである。ヨーロッパ諸国で実現しなかつた反面、ほとんど唯一といつてよい例外がドイツにあつたことである。後のドイツ連邦共和国（西ドイツ）となる英・米・仏連合軍占領地区では、ナチ体制下で「アーリア化」されたり、国により直接没収されたりした財産の返還が軍政府の返還法により義務付けられた。その規定により、相続人不在であるかもしくは返還請求のなされなかつた（それゆえ相続人がないと推測される）ユダヤ人財産の相続人として、各地区で「ユダヤ人継承組織（Jewish Successor Organizations）」が設立された。継承組織は不在となつた所有者に代わり返還を受け、財産を管理・運営・売却し、その収益は世界中のユダヤ人ナチ犠牲者の福利に利用された。しかし、近年の論議でこ

の点が言及されることはほぼなかつた。

第三に、近年の論議では相続人不在の財産に対するユダ

ヤ人側（「世界ユダヤ人会議（World Jewish Congress）」

や「世界ユダヤ人返還組織（World Jewish Restitution Organization⁽⁶⁾、以下WJRO）」といった政治的団体）の

主張する権利が何に論拠を置くのか、この肝心な点は問わ

れなかつた。九〇年代の返還問題は、ユダヤ人財産から不

当に利を得たとされる企業がユダヤ人側と金銭的和解に達

し、また各国で犠牲者救済のための補償基金が設立されて収束した。この際、銀行口座にせよ保険契約にせよ正当な権利を持つ者の遺族が存在する場合は、当然のことながら彼らが第一に補償を受けた。しかし債権者が実在するケースは多数ではなく、和解金の少なからぬ部分は正真正銘の相続人不在の財産に対するものである。しかし「相続人の不在」とは、死者がよみがえることがない以上、変更不可能な状況であり、問題とされる財産に対してもいかなる人間も権利を持たないことを意味する。それゆえ国家という第三者が介入する余地が生まれるのである。この点を考慮すると、九〇年代の返還は本来権利を有する者が存在しない財産に対して、誰が、誰のために要求したものであつたかを明らかにする必要がある。戦後、俗に「ユダヤ世界（world Jewry）」と呼ばれるものは、ホロコーストにより

命を落とした同胞の財産を要求してあた。「ユダヤ人財産のユダヤ人民族による相続」という理念こそが、九〇年代の返還要求のバックボーンなのである。

本稿は、ホロコーストをへて「ユダヤ民族（the Jewish people）」が相続人不在のユダヤ人財産の集合的な相続人として登場し、この理念がドイツのアメリカ軍占領地区における「ユダヤ人返還継承組織（Jewish Restitution Successor Organization）」（以下JRSO⁽⁷⁾）において実現される過程を検証する。JRSOの他にもイギリス地区で「ユダヤ人信託法人（Jewish Trust Corporation）（以下JTC⁽⁸⁾）」、フランス地区で「JTCフランス部門（Branche Française de la JTC）」（以下JTC⁽⁹⁾、ス部門と略記）というユダヤ人継承組織が設立されたが、本稿ではJRSOに限定して分析する。その理由は、JRSOが他地区に先駆けて設立されたため、後発の二組織（それぞれ一九五〇年と五一年に設立）はJRSOが確立した返還処理のパターンを大筋で踏襲したからである。ソ連軍占領地区・東ドイツでは政治的理由からユダヤ人継承組織は設立されなかつた。西ベルリンについては、一九四九年に英・米・仏地区共通の返還法が施行されたが、これはアメリカ地区返還法とは管轄が異なつていたので扱わない。

一 パリ賠償会議（一九四五）とパリ講和会議

（一九四六）

——「ユダヤ人」という集団の認知——

第二次世界大戦終結以前から、パレスチナやアメリカを中心としたユダヤ人社会の指導者の関心事は、いかに国際社会に「ユダヤ人」という国境を越える一つの集団の存在を認めさせ、その法的 requirements に支持を取り付けるかにあつた。ユダヤ人は一つの人種として迫害され抹殺対象とされたのであり、その意味で彼らは国籍別ではなく「ユダヤ人」として救済されねばならなかつた。しかし「ユダヤ人のものはユダヤ人に返せ」という主張は、道義的には正しくとも法的に正当化するには困難であつた。明確な領土を持つ主権国家とは異なり、「民族 (people)」は国際法の対象にならないからである。

しかし、ユダヤ人を一つの集団として扱う必要性は、法的な問題というよりは現実の政治の問題であった。終戦と同時に東欧のホロコースト生存者がパレスチナへの移住を求めて大規模な移動を開始し、ドイツ・オーストリア・イタリアの西側連合軍占領地区へ流入を始めていた。彼らは自ら故国を棄てて新天地を求めたのであり、帰国を望むのに戻れないでいる難民と同じではなく、ユダヤ人 D P の多数がユダヤ人であることは明白であつた。さらに重要な

(Displaced Persons) と呼ばれた。⁽¹⁰⁾ 連合軍は地区内に D P キャンプを設立して彼らを収容した。流入するユダヤ人は増加の一途をたどつたが、当時イギリスの委任統治下にあつたパレスチナには厳しい移住制限が敷かれ、正規の移住は困難であった。ユダヤ人は待遇のよいアメリカ軍占領地区に集中し、一九四五年末の時点でドイツとオーストリアのアメリカ地区内のユダヤ人 D P 人口はすでに六万人を超えていた。⁽¹¹⁾ 軍にとって D P 再定住のための資金捻出は深刻な問題であった。

一九四五年末、パリで賠償会議が開かれた。ドイツとの国家賠償を協議する場であったが、アメリカ政府がドイツによって支払われる賠償金の一部をユダヤ人 D P 援助のために確保することを提案したのを受け、国際的な枠組みでこの問題を解決する必要性が認識された。パリ賠償会議最終協定の第八条において、ドイツ国内で連合軍が発見した通貨以外の金（指輪などの装飾品、一部には絶滅収容所で殺害されたユダヤ人の歯の金の詰め物など）と、中立国内のドイツ在外資産の売却益より一五〇〇万ドルを「ドイツの行為により帰国不可能となつた犠牲者」の援助に当てることが定められた。⁽¹²⁾ 「ドイツの行為により帰国不可能となつた犠牲者」とは、それと名指しすることはなくとも、圧倒

なのは、スイスやスウェーデンなどの中立国に対し、国内にある相続人不在の財産をナチ犠牲者援助のために放出す(13)よう勧告したことである。ドイツの侵略から財産を守るために中立国内に資産を移したもの、帰らぬ人となつたユダヤ人は実際多かった。しかし領土内にある相続人不在の財産の処分は、その国の自由裁量にゆだねられるのが常であり、この条項はこれまでの法的慣行を大きく踏み越えたものであった。ある犠牲者集団の財産を、国籍の枠を無視して同様の迫害を受けたその同胞のために提供するように国際社会が促したのは前代未聞であった。

パリ賠償会議はいくつかの前例を作った。まず、ユダヤ人犠牲者を一つのカテゴリーとして他の一般の戦争犠牲者と区別したこと。そして国際法上の主体とならない集団を、国際的な取り決めで援助しようと試みたことである。

この流れを引継ぎ、一九四六年に始まつたパリ講和会議では、ルーマニアとハンガリーの講和条約に国内のユダヤ人市民の待遇に関する条項を盛り込むことが決められた。旧枢軸国の中で両国が特別な制約を受けたのは、ドイツに友好的なファシスト政権下でユダヤ人が迫害・追放・殺害されたためである。相続人不在のユダヤ人財産については、両政府はこれを国内のホロコースト生存者の救援に当てるために、現地のユダヤ人の代表組織に引き渡すことを規定

した。(14)つまり、相続人不在の財産に対する国の権利をユダヤ人財産に限って停止し、犠牲者集団による共有＝相続を認めたのである。

パリの二つの会議は、ユダヤ人という独立したカテゴリーを認めず、その集団性を国籍という枠組みに従属させてきた伝統に穴を開けた。しかし、これらの規定が実行に移されることはなかつた。中立国内のドイツ資産より二五〇〇万ドルは何とか拠出され、DP援助のためにユダヤ人救援団体に分配されたものの、国内の相続人不在の財産を自発的に引き渡した中立国はなかつた。なかでもスイスは、二五〇〇万ドルのうち五〇〇〇万スイスフラン（約一二六〇万ドル）を拠出すると約束したものの、その履行をたびたび延滞し、最終的には当初約束した五〇〇〇万スイスフランを三三〇〇万フランまで減額することに成功した。(15)さらには国内の相続人不在の財産については、実は一九四九年と五〇年にそれぞれポーランド、ハンガリー政府と半ば秘密裡に協定を結び、国内の商業銀行に存在する両国籍者所有の休眠口座の預金を各政府に引き渡した。(16)これらの口座がホロコーストの犠牲になつた両国のユダヤ人に属することは明白であった。逆にポーランド、ハンガリー政府は、この金で国内で国有化されたスイス企業の財産に対する補償を行つた。つまり、ユダヤ人として殺害された者の財産で、

スイス・ポーランド・ハンガリーの三政府が利を得たのである。これはユダヤ人犠牲者は国籍に関係なく独立した一つのカテゴリーで扱うというパリ賠償会議の精神に反していた。さらに、ルーマニアとハンガリーの講和条約で明文化されたユダヤ人財産に関する規定も、両国が共産主義化したことにより実質的に反故にされた。

では、他のヨーロッパ諸国に残されたユダヤ人財産はどうなったのか。端的に、ユダヤ人の財産をその同胞の手に取り戻すという試みは失敗に終わった。世界ユダヤ人会議をはじめとするさまざまなユダヤ人団体が各國政府に働きかけ、ユダヤ人財産のユダヤ人犠牲者のための有効利用を訴えたが成果は上がらなかつた。中にはギリシャ、イタリア、オーストリア、英米管理下の自由都市トリエステなどのように、相続人不在のユダヤ人財産は現地のユダヤ人コミュニティーに委託され、国内でのその再建と犠牲者の救済に使用され得ると定めた国もある。しかし、対象となる財産自体大きくなく、さらに財産の有効利用を国内に限つたため、その恩恵を受けたユダヤ人は決して多くはなかつた。実際、当時最も緊急な援助を必要とするナチ犠牲者を多く抱えていたのは、これらヨーロッパ諸国の脆弱なユダヤ人共同体ではなく、大多数のユダヤ人難民を受け入れたパレスチナ・イスラエルであった。もつとも、ポーランド

やユーゴスラビア、オランダといったユダヤ人の死亡率が非常に高かつた国々（それゆえ大きなユダヤ人財産が残された国）では、ユダヤ人財産をその同胞に委託するような法制はなされなかつた。

一般に、ソ連の衛星国家となつた東欧諸国では、終戦時にナチ財産として国の管理下におかれた旧ユダヤ人財産はその後国有化され、その社会主義経済に組み込まれた。皮肉にも、第二次世界大戦によつてもたらされた戦前システムの崩壊は、社会の過激な刷新を可能にした。その一つが農地改革に代表される富の再分配である。ここにおいて「不在となつた人々」の財産は、社会主義的「平等」社会の構築に貢献したのである。他方、西欧諸国では東とは異なる理由で、ユダヤ人財産のユダヤ人のための有効利用は実現しなかつた。ドイツの敗北はその人種理論におけるユダヤ人と非ユダヤ人の区別を無効にし、これ以後「ユダヤ人」というカテゴリーは公的には存在しなくなつた。國家とマイノリティーの関係が従来の国民国家におけるそれに立ち戻ると、ユダヤ人犠牲者は一般の戦争の犠牲者の中に退いて見えなくなつた。ここにおいてユダヤ人財産の特別扱いは、ナチの人種理論の受容と同意義と見なされたのである。

二 ドイツの例外——J R S O の設立

ドイツが他のヨーロッパ諸国と決定的に異なっていたのは、第三帝国を法的に継承するラントが犠牲者の財産を相続するということは、政治的にも同義的にも認められない点にあった。さらにドイツは敗戦国であり、占領規定で連合軍が賠償・補償に関する権限を留保したためドイツ側に決定権はなかった。財産の国庫帰属という選択肢が最初から排除される以上、財産は正当な権利を有すると考えられる個人もしくは集団を信託人にするよりほかはない。しかし、ユダヤ民族全体を相続人とするといったような超国家的な要求は、容易に戦勝者の理解を得られなかつた。まずソ連は、私有財産制の否定という共産主義的立場から反対した。フランス革命の理念に立つフランスは、「ユダヤ人」というカテゴリーは原則として存在しないとした。さらに当時パレスチナ問題を抱えていたイギリスは、返還された財産がユダヤ人の不法移住や反英武力闘争の資金源になる恐れがあるとして反対した。こうした中で比較的ユダヤ人側の要求に理解を示したのがアメリカ政府であった。前述した通り、ヨーロッパに駐留するアメリカ軍はユダヤ人D P の問題に直面していた。一九四六年七月、ポーランドの

キエルツェでポグロムが発生し、四〇人以上のユダヤ人が現地住民や民兵に殺害されると、西側連合軍占領地域に逃げ込むユダヤ人が急増し、一九四七年夏にはドイツのアメリカ地区のユダヤ人D P 数は十五万七〇〇〇人に膨れ上がり⁽¹⁷⁾ていた。パリ賠償会議で定められた枠内でのD P 援助では全く不十分であり、このような状況下では相続人不在の財産をユダヤ人の代表に託して彼らに犠牲者の援助を任せてしまえば、アメリカ軍の負担が軽減されるという利点があった。この功利主義的な理由のほかにも、本国におけるユダヤ人団体の強力なロビー活動や、トルーマン政権内にユダヤ人に対する同情もあつたので、一九四六年秋にはユダヤ人財産をのみを対象とした継承組織設立が基本的に合意されていた⁽¹⁸⁾。

一九四七年になつて継承組織の設立が具体的な段階に入ると、ユダヤ世界の指導者は、財産に対し正当な権利を有するのは「ユダヤ民族」全体であり、返還による収益の有効利用が地理的に限定されない形で組織が設立されること、そして継承組織に対するラント政府の介入を極力排除することに心を砕いた⁽²⁰⁾。というのも、一九三三年にドイツに暮らしていた約五〇万人のユダヤ人のうち、三〇万人以上が戦後も国外におり、国内にある者は二万人にも満たず、財産の有効利用の対象がこの小さな集団に限定されてしまつ

ては意味がなかつた。繼承組織の構想そのものがドイツ内のユダヤ人財産のドイツ外への移転を意図しており、特にパレスチナにおけるユダヤ人国家の建設に寄与すべきとうユダヤ世界内の合意があつた。そのため資産の国外流出を嫌うラント政府というダメスティックな要素の介入を排除する必要があつたのである。

一九四七年一一月一〇日、「確定可能な財産の返還」を定めた軍政府法律第五十九号（アメリカ地区返還法）が公布された。その第十条には次のようにある。「軍政府に任命される繼承組織は、「ドイツ」民法一九三六条（相続人なく死亡した者の財産の国庫帰属）に定められる被迫害者の全財産に対し、國に代つて権利を有するものとする。⁽²¹⁾」

一九四八年六月二三日、返還法規定第三号によりJ R S O が相続人不在であるか、もしくは返還請求がなされていないユダヤ人財産に対する繼承組織として認命された。規定第三号は、J R S O は「代弁すべく権限を与えるところの集團全体の一般的利益のために」、返還による収益をその福利厚生に利用することを定めている。⁽²²⁾ここで重要なのは、「集團全体」とは誰を指すのかという点である。ドイツのユダヤ人社会の財産を処分するのだから、これを創造した人々、つまり内外のドイツ・ユダヤ人を代弁すべきだというもつともな主張があつた。⁽²⁴⁾だがアメリカ軍當局は規

則の中で「集團全体」の定義をしなかつた。集團の国籍についても言及していない。それは、J R S O が自ら代弁していると主張する集團があるが、この主張を全面的に認めて権限を与えるとしたからである。J R S O はその法人設立定款の中で團体の目的を次のように述べている。「(当団体は) ナチ、ファシストの迫害と差別の犠牲となつたユダヤ人個人、團体、文化・慈善基金、財團、またコミュニティーのために、さらにそれらに代わつて、またそれらの繼承者として、財産またはあらゆる形の財産権の返還要求などのために援助し、行動する。⁽²⁵⁾」つまり、J R S O は居住地、国籍に関係なく「ユダヤ人」としてナチ迫害を受けたすべての者を代弁するのである。さらに規定第三号はJ R S O が返還を請求できる「ユダヤ人財産」の定義、つまり「ユダヤ人」の定義をしているが、これは実質的にナチの定義に立ち戻つていることが重要である。というのは、ユダヤ教徒でなくともニュルンベルク法の定義でユダヤ人とされた者や（ただし一九三三年以前に自らの意思で改宗した者はその限りではない）、非ドイツ国籍のユダヤ人の財産も含むからである。犠牲者本人が自らをユダヤ人と見なしていたかというアイデンティティーの問題は不問に付し、被つた損害によつて「ユダヤ人」を定義したのであつた。

J R S O の認命は、アメリカ政府が「ユダヤ人」という

民族集団を国際政治上、さらには国際法上の一つの主体として認知し、これに事実上の財産の継承権を与えたことを示していた。しかし、これは戦後世界の一般的な政治潮流から明らかに逸脱するものでもあった。戦後の国際社会は、第二次世界大戦の悲劇は民族主義の鼓舞が間接的な原因となつたと考えた。実際に、東欧諸国の民族的マイノリティーがナチの第五列となつた苦い経験があった。そのため大戦間に国際連盟が新興国民国家のマイノリティーを国際条約で保護したような体制は好ましくない⁽²⁷⁾とし、マイノリティーの権利を「人権」という一般的かつ包括的な概念に取り込んでしまう方向に転換したのである。このような流れの中でアメリカ政府がユダヤ人の集団性を認め、特別な措置を是としたのは例外であった。戦後ヨーロッパ諸国が瓦礫から再建を強いられたのに対し、圧倒的な政治力・経済力でもって西側世界のリーダーとなつたアメリカの後押しがあつたからこそ、ユダヤ人継承組織という国民国家の枠を越える特異な組織が設立されたのである。

三 ユダヤ民族による財産継承

ここでは、「ユダヤ人の財産のユダヤ民族による相続」という理念が現実の返還プロセスにおいていかに実現され

たのか、そのシステムを明らかにしたい。軍政府法律第五九号は、一九三三年一月三〇日のヒトラー政権の誕生から一九四五年五月八日のドイツ降伏までの間に、人種・宗教・国籍・イデオロギーもしくはナチズムに対する反対を理由に不当に奪われた「確定可能」な財産の返還を義務付けた。ここでの返還は原則として「原状回復」である。当初、「確定可能」とは返還法施行時に存在している財産であると解釈され、これはおもに不動産であった。その他多くの動産（株券、保険契約、貴金属、家具など）はすでに売却され確定不可能となつており、現物の返還は事实上不可能であつたからだ。JRSOは左記の期間中に地区内で所有者に変更があつた不動産を土地台帳や税務署の記録などを使つて調査し、状況的に「アーリア化」が疑われるもの、元の所有者が「ユダヤ的」な姓名であるものなど、すべて請求した。財産が相続人不在であるか否かは、何親等までの相続が認められているかでかなり範囲が異なつてくる。ところが返還法は等親による相続の制限を明記しておらず、またドイツの民法には実際にそのような制限はないため、理論上はどれだけ遠い血縁者でも相続権を持つ。このような場合、「相続人の不在」を証明することは実質的に不可能である。そのため、JRSOは個人により返還請求されていないという理由で請求をせざるを得ない。しかしJR

SOの請求期間は個人のそれと重なっていたため、個々の財産について今だ請求されていないか照合するのも不可能であった。そのため、請求権を消滅させないために、不正に奪われたユダヤ人財産であると思われるものをすべて請求したのであった。一九四八年十二月三一日の請求期限までに、JRSOの請求は十六万三〇〇〇件を越えた。⁽²⁸⁾

この後、JRSOは「アーリア化」の当事者と和解を目的とした示談を行った。JRSOは現物の返還よりも金銭による和解を優先した。JRSOの目的は財産の現金化によるユダヤ人犠牲者の迅速な救済であり、不動産そのものの返還を受けると、維持管理費用がかかるうえに買い手を探す必要も生まれ、収益が減少するからである。しかし相手側が和解を拒否する場合は、原状回復を求めた。その際にJRSOは、死亡したユダヤ人が財産売却時に受け取った対価を「アーリア化」の当事者に支払う必要があったが、一九四八年の通貨改革で十ライヒスマルクが一ドイツマルクに切り下げるため、支払う額は十分の一で済んだ。

JRSOの返還請求の相手方には、財産所有者である私人のほかに、各ラントの財務省があった。周知のように大規模なユダヤ人財産の「アーリア化」や直接的な没収に与したのは、ライヒや旧ラント、ナチ党関連組織であった。また多くのドイツ人がこれらを介してユダヤ人財産を購入したのである。返還法施行当時、ライヒはすでに存在しておらず、またナチ党などもすべて解体されていたから、第三帝国の公的・半公的機関が負うべき法的責任を誰が負うのかという問題があつた。この点に関し、返還法は戦後のラントの財務省に対して請求を行うよう規定した。⁽²⁹⁾ ライヒ、

され、時間稼ぎをするために和解を拒み、訴訟に持ち込む者が数多くいた。また返還義務を負つたドイツ人の間には、JRSOはプロの弁護士と銀行家から成る「国際的」ユダヤ人の団体であり、善良な財産所有者を搾取するといった反ユダヤ主義的ステレオタイプがあり、和解は容易ではなかつた。⁽³⁰⁾ 一九四七年の返還法施行から一九五一年四月末までにユダヤ人個人による請求はその半数近くが解決済みであつたのに対して、JRSOのそれは四分の一にも満たなかつた。⁽³¹⁾ JRSOの試算では、通常の返還手続きでは返還完了までに二〇年から三〇年かかるとされ、そのため個々の不動産について返還請求を行う限界は早くから認識されていた。

JRSOの返還請求の相手方には、財産所有者である私人のほかに、各ラントの財務省があった。周知のように大規模なユダヤ人財産の「アーリア化」や直接的な没収に与したのは、ライヒや旧ラント、ナチ党関連組織であった。また多くのドイツ人がこれらを介してユダヤ人財産を購入したのである。返還法施行当時、ライヒはすでに存在しておらず、またナチ党などもすべて解体されていたから、第三帝国の公的・半公的機関が負うべき法的責任を誰が負うのかという問題があつた。この点に関し、返還法は戦後のラントの財務省に対して請求を行うよう規定した。⁽³²⁾ ライヒ、

ラント、ナチ党関連組織に対する請求は「ライヒ請求」と呼ばれ、ライヒが法的に存在しない限りでラントは返還措置における最大の債務者であった。このような状況から、まだ実現していない JRSO の請求権をラント政府へ一括売却するという案が浮上した。対象となるのはラント財務省が返還義務を負うライヒ請求と、JRSO とドイツ人所有者の間で係争中であるか和解に向けた交渉が続いている個別の請求の双方であった。ラントの側からすれば、JRSO の債権を購入すると確かにライヒ請求を一括して処理できるという利点はあるが、係争中の債権を引き受けける場合は、今度は自らが財産所有者である市民に対して返還を迫るという、政治的に非常に困難な立場におかれることを意味した。第三帝国において公的な機関がユダヤ人財産の「アーリア化」を推進した経緯からも、かつての迫害者が今度はユダヤ人財産の返還を求めるところには根本的な矛盾があつた。対して JRSO にとっては、一括売却により返還手続きの早期完了が期待でき、様々なコストが抑えられる利点があつた。これはユダヤ人犠牲者の迅速な援助という方針からも望ましかつた。加えて政治的な理由もあつた。

一九四九年頃よりドイツ市民の間で返還に反対する組織的な運動が生まれていた。³⁴ アメリカ高等弁務府も、西ドイツを反共産主義陣営に取り込む必要から返還の早期終了を望

んでおり、JRSO の立場が相対的に弱化しつつあるのは明白だった。JRSO はできるだけ早い時期にドイツでの活動を終了する必要があった。

ラントは債権の購入に決して乗り気ではなかつたが、高等弁務府の強い圧力もあって、一九五一年一月一三日のヘッセン政府との合意を皮切りに、六月にブレーメン、一月にヴュルテンベルク・バーデン、翌年七月にバイエルン政府と、アメリカ地区のすべてのラント政府との合意が成立了。³⁵ ラントはまだ実現されていない JRSO の請求権と、ヴュルテンベルク・バーデンの場合のように、すでに JRSO に返還済みの不動産をまとめて購入した。³⁶ ラントへの一括売却の総額は約四三五〇万マルクであった。これに対し、私人との和解、もしくは返還された不動産の売却による利益は、西ベルリンのアメリカ地区を含めても約四三〇〇万マルクであり、一括売却の重要性が明らかになる。³⁷

ここまで JRSO の請求は、狭義での「確定可能」な財産の原状回復を求めるものであつた。しかし、第三帝国においてユダヤ人は不動産のみならず、有価証券、抵当権、銀行口座等、ありとあらゆる形態の動産も国により奪われた。直接的な没収のほかにも、ユダヤ人に対する特別税や、「帝国ユダヤ人連盟 (Reichsvereinigung)」を介した擬似契約など、さまざまなもの形態をとつていて、JRSO とラン

ト政府との合意でライヒ請求の一部（主に不動産に対するもの）は実現したが、当然のことながらこれはすべての請求ではない。これらの動産に対する価値賠償もしくは損害賠償の責任はライヒが負うべきものであったが、当のライヒがもはや存在せず、さらに財産自体も存在していなかつたため、「確定不可能」な動産に対するライヒ請求は理論上でしか成立しなかつた。

一九五二年五月二六日、西ドイツは英・米・仏旧連合軍勢力とドイツ条約を締結した。ドイツ条約に関連する条約の一つである「移行条約（Überleitungsvertrag）」の調印によって、西ドイツはライヒに対する請求を十五億マルクを上限に自らの債務と認めた。⁽³⁹⁾ 一九五七年に発布された連邦返還法（Bundesrückertattungsgesetz, BRüG）⁽⁴⁰⁾ はこの合意を基にしている。これにより、それまで理諭上ではしか存在しなかつたライヒ請求が実現可能なものとなつた。これは当初「確定不可能」とされた動産に対する請求が成立するなどを意味した。つまり、「確定可能」とは返還法施行時における状態を意味せず、財産が剥奪された時点での「確定可能」であつたなら請求が成立すると解されたのである。当然のことながら、どんな財産も奪われた時点では存在していたので、結果的に莫大な請求が生まれた。一九五六年三月一六日、西ドイツ政府はユダヤ人継承組織によ

るライヒ請求に対し、JRSO、JTC、JTCフランス部門を相手に七五〇〇万マルクを支払うことを合意した。JRSOはそのうちの約五二パーセント、約三八三八万マルクを受け取つた。⁽⁴¹⁾ 繙承組織はライヒ請求のほかにも、西ドイツ政府から様々な請求に対する給付を受けているが、ここでは割愛する。⁽⁴²⁾

総括すると、JRSOによる相続人不在のユダヤ人財産の返還は次のような経緯をたどつた。①不動産を中心とする個々の確定可能な財産に対し返還を請求し、債務者と金銭的な和解に至るか現物の返還を受けた。②ラント政府にまだ実現されていない請求権を売却した。③西ドイツ政府がJRSOを含むユダヤ人継承組織に対し、連邦返還法と連邦補償法に基づく給付を行つた。

ではアメリカ地区のユダヤ人財産は、JRSOの活動を通していかにしてナチ犠牲者の救済に利用され、最終的にユダヤ民族の再生に役立てられたのか。JRSOはあくまでも非営利の財産の信託人である。返還による収入はユダヤ機関（Jewish Agency）やジョイント（American Jewish Joint Distribution Committee）といった世界規模で活動するユダヤ人救援組織に分配された。ユダヤ機関はヨーロッパからイスラエルへのユダヤ人の移住援助と国内での移民の吸収に、ジョイントはヨーロッパのDPキャンプの運営

など、主にイスラエル外での救援活動に分配金を使った。

これらの組織の基本方針は、最も緊急な援助を必要とするところに金をつぎ込むことにあつた。例えばユダヤ機関は、JRSOからの最初の配分で、プレハブ住宅を購入した。⁽⁴³⁾

当時イスラエルにはホロコースト生存者が続々と到着し、人口の急激な増加で住宅不足が深刻となっていた。移民の中には長い間テント生活を強いられる者も多かつたのである。ニーズの順でいくと、最も困窮するユダヤ人とは、明らかに戦後無一文の状態でヨーロッパから移住した東欧出身のユダヤ人DPであった。戦前・戦中にドイツから移出した三〇万を越えるユダヤ人は、移住先の国籍を取得して「比較的まし」な生活を送っていた。つまりJRSOは本来ドイツのユダヤ人社会に属していた財産を処分したにもかかわらず、主に財産の恩恵を受けたのはこれを創造したドイツ・ユダヤ人ではなかつたのである。

最終的にJRSOの収益の約五七パーセントはユダヤ機関に、約二八パーセントがジョイントに、一一パーセントがドイツから移住したユダヤ人で構成される世界的組織、「ドイツ出身ユダヤ人評議会（Council of Jews from

Germany）」に、四パーセントがイスラエル国内の宗教プロジェクトに分配された。⁽⁴⁴⁾ 一九四七年から一九七二年までの二五年間で、ユダヤ機関は約一億一四〇〇万マルクをJ

R SOから受け取っている。⁽⁴⁵⁾

JRSOの分配金は、ホロコースト犠牲者が精神的・肉体的に回復できる社会環境を整備するという観点から使われた。犠牲者が極端な困窮状態にある場合は現金の支払いという例外的な措置がとられたが、原則として個人に対する金銭の給付による補償ではなかつた。「個」の救済よりは「集団」の利益にかなう方法での援助は、病院の建設、老人ホームや職業訓練学校の運営、イスラエルでは移民が入植した地域における灌漑用のパイプや建設機器の購入などに示されていた。こうして、ユダヤ人財産はドイツから移転され、世界中のホロコースト生存者の救援に役立てられた。その一部はイスラエル社会のインフラストラクチャーとなつたといつても過言ではない。つまり、ドイツの財産は、ユダヤ人の「民族資産」として、集合的に民族の再生と保存のために利用されたのである。ここに「ユダヤ人財産のユダヤ民族による相続」という理念が実現されていた。

おわりに

する動向が生まれた。この結果、戦後初期の返還が不十分であつたことが認識され、これまで法的救済を受けられたかったユダヤ人のために、様々な補償基金が設立された。このうち補償の対象は「ユダヤ民族」という集合体である。基金の恩恵を受けるのは、問題とされた財産に法的な権利を持つ者だけではない。財産とは直接な関係を持たないが、ホロコーストという悲劇によって何らかの損害を受けた、その他多くのユダヤ人も救済対象に含まれてい。¹¹⁾ しかし、ヨーロッパに残された相続人不在のユダヤ人財産の返還について、終戦直後には実現しなかった要求が、ホロコーストから半世紀を経て、各国の政治的・経済的思惑が錯綜する中、実現されたのである。

註

- (1) その火付け役は、「イツル戰時」の中立国との經濟的つながりを明かにした一九九七年の通称「トライセンスター第一報告(Eisenstat Report)」である。これと翌年発表された最終報告は、アメリカ國務省のウーブ・チャイム監覽官署(<http://www.state.gov>)¹²⁾。九〇年代の返還問題に關しては、マリリン・ヘンリイ、*The Restitution of Jewish Property in Central Eastern Europe* (New York: American Jewish Committee, 1997); Avi Beker

(ed.), *The Plunder of Jewish Property During the Holocaust: Confronting European History* (New York: New York University Press, 2001); Michael J. Bazyler, *Holocaust Justice: The Battle for Restitution in America's Courts* (New York and London: New York University Press, 2003); Stuart E. Eisenstat, *Imperfect Justice: Looted Assets, Slave Labor, and the Unfinished Business of World War II* (New York: PublicAffairs, 2003).

(2) 本題口座は、レーヴィー・マクハーレーの著書¹³⁾に依る。Unabhängige Expertenkommission Schweiz - Zweiter Weltkrieg (UEK), *Die Schweiz, der Nationalsozialismus und der Zweite Weltkrieg, Schulssbericht* (Zurich: Pendo, 2002); Independent Committee of Eminent Persons, *Report on Dormant Accounts of Victims of Nazi Persecution in Swiss Banks* (December 1999).

(3) 一九九八年十一月、マクハーレーによると、期のユダヤ人財産に関する国際会議が開かれたが、この席上にはねむねカーマニの発言があ。

(4) Berthold Unfried, "Restitution und Entschädigung von entzogenem Vermögen im internationalen Vergleich. Entschädigungsdebatte als Problem der Geschichtswissenschaft," in *Zeitgeschichte* 5, September/Oktobe 2003, S.244-246.

(5) リのやうな主張は、ユダヤ人補償の理論家である S. Moses

④ N. Robinson の「戦争後ユダヤ人財産の返還問題」 Siegfried Moses, *Jewish Post-War Claims* (Tel Aviv: Irgun Olej Merkaz Europa, 1944); Nehemiah Robinson, *Indemnification and Reparations: Jewish Aspects* (New York: Institute of Jewish Affairs, 1944).

(5) WRCOは東欧のユダヤ人財産の返還実現を田畠と、世界ユダヤ人公議や「メリカ、イスラエルのホロコースト生存者の団体など、九つのユダヤ人組織により、一九九一年に設立された上部組織である。

(6) 一九四九年に西ドイツが生まれた後も返還に闘争したが領地内の枠組みが維持されたため、本稿では「西ドイツユダヤ人公議」とする呼称を用いる。

(∞) 本稿は筆者の博士論文に基づいて、Ayaka Takei, *The Jewish People as the Heir: The Jewish Successor Organizations (JRSO, JTC, French Branch) and the Postwar Jewish Communities in Germany* (Ph.D thesis, Waseda University Tokyo, 2004).

(σ) 異民族の敵に敗れた後は、勝利者のせいで、敵の子孫の敵の子孫である。 Ernest Weissmann, “Die Nachfolge-Organisationen,” in *Die Wiedergutmachung nationalsozialistischen Unrechts durch die Bundesrepublik Deutschland*, Bundesminister der Finanzen im Zusammenarbeit mit Walter Schwarz, Bd. II: Friedrich Biella et al., Das Budesrückertatungsgesetz (München: C. H. Beck, 1981); Charles I. Kapralik, *Reclaiming the Nazi Loot*:

The History of the Work of the Jewish Trust Corporation for Germany (London: JTC, 1962); Kapralik, *The History of the Work of the Jewish Trust Corporation for Germany, vol.II*, (London: JTC, 1971). → これが「戦後ユダヤ人財産の返還問題」の語源となる。

(10) ユダヤ人口減少によっての代表的な研究を参照。 Leonard Dinnerstein, *America and the Survivors of the Holocaust* (New York: Columbia University Press, 1982); Angelika Königseder/Juliiane Wetzel, *Lebensmut im Wartesaal: Die jüdischen DPs (Displaced Persons) im Nachkriegsdeutschland* (Frankfurt a. M.: Fischer, 1994).

(11) Kurt R. Grossmann, *The Jewish DP Problem: Its Origin, Scope, and Liquidation* (New York: Institute of Jewish Affairs, 1951) p.11.

(12) “Paris Conference on Reparation November 9th-December 21st, 1945, Final Act,” Archives du ministère des affaires étrangères, Paris, AEF-AAA, 53.

(13) Ibid.

(14) 「ナチスによる殺戮の罪」」(Homicide by Nazis)

(15) Eisenstat Report, p.101.

(16) UEK, op.cit., S.471.

(Σ) Malcom J. Proudfoot, *European Refugees 1939-1952: A Study in Forced Population Movement* (London: Faber and Faber, 1957), p.341.

(Ξ) Ronald Zweig, "Restitution and the Problem of Jewish Displaced Persons in Anglo-American Relations: 1944-1948," in *American Jewish History LXXVIII* (September 1988), p.60.

(Ξ) Constantin Goschler, *Wiedergutmachung: Westdeutschland und die Verfolgten des Nationalsozialismus 1945-1954* (München: Oldenbourg, 1992), S.111.

(Ξ) Takei, op. cit., pp.69-72.

(Σ) Military Government Law No. 59, in Office of Military Government for Germany, *Property Control: History, Policies, Practices and Procedures of the United States Area of Control, Germany, Special Report of the Military Governor*, November 1948, p.54.

(Ξ) Regulation No.3, June 23, 1948, CAHJP, JRSO-NY, 340a.

(Ξ) Inis L. Claude, *National Minorities: An International Problem* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1955) 戻る

(Ξ) Report No.2 of the JRSO, February 9, 1949, JDC-NY, 4266.

(Ξ) Rainer Erb, "Die Rückerstattung: Ein Kristallisierungspunkt für Antisemitismus," in *Antisemitismus in der politischen Kultur nach 1945*, Werner Bergmann/Rainer Erb (hg.) (Opladen: Westdeutscher Verlag, 1990), S.238-251.

(Ξ) トマス・エーベルハルト著、日本語訳文、*ナチズムとユダヤ人問題* (1990) Yeshayahu A. Jelinek, "Leo Baek, Nahum Goldmann and the Money from Germany," in *Studies in Contemporary Jewry vol. 5* (1989), pp.236-241; Ayaka Takei, "The 'Gemeinde Problem': The Jewish Restitution Successor Organization and the Postwar Jewish

Communities in Germany, 1947-1954" in *Holocaust and Genocide Studies*, vol.16, No.2, Fall 2002, pp.266-288 戻る

(Ξ) "Certificate of Incorporation of the Jewish Restitution Commission," April 25, 1947, American Jewish Joint Distribution Committee Archives, New York (JDC-NY), 4264. Jewish Restitution Commission 戻る

(Ξ) Regulation No.3, June 23, 1948, CAHJP, JRSO-NY, 340a.

(Ξ) Inis L. Claude, *National Minorities: An International Problem* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1955) 戻る

(Ξ) Report No.2 of the JRSO, February 9, 1949, JDC-NY, 4266.

(Ξ) Rainer Erb, "Die Rückerstattung: Ein Kristallisierungspunkt für Antisemitismus," in *Antisemitismus in der politischen Kultur nach 1945*, Werner Bergmann/Rainer Erb (hg.) (Opladen: Westdeutscher Verlag, 1990), S.238-251.

(Ξ) トマス・エーベルハルト著、日本語訳文、*ナチズムとユダヤ人問題* (1990) Yeshayahu A. Jelinek, "Leo Baek, Nahum Goldmann and the Money from Germany," in *Studies in Contemporary Jewry vol. 5* (1989), pp.236-241; Ayaka Takei, "The 'Gemeinde Problem': The Jewish Restitution Successor Organization and the Postwar Jewish

(Ξ) Cumulative statistical internal restitution progress report, 10 November 1947 to 30 April 1951, Central

Zionist Archives (CZA), C2, 1687.

(33) Memorandum of the Jewish Agency-JRSO-JTC discussion on restitution and indemnification, November 11, 1949, CZA, A370, 974.

(33) 収賄税の額八十億^ル。

(34) 代表的なのがハーハム委員会の「一九四八年一月十九日に生あれた「公有化財團のための連盟 (Vereinigung für royale Restitution e.V.)」である。

(35) ハーハム政府との協定書の締結にてこゝで本件が終了した。Weissmann, S.768-769を参照。

(36) カールテハグベク・ギーントハゼ、政府として在留に於ける債権者にはよりいさやかだといふ立場を取るが、係争の債権の購入を拒否したが、JRSOは返賄税の不動産の賃貸止を承認した。

(37) JRSO, *The Report on the Operation of the Jewish Restitution Successor Organization 1947-1972* (New York: JRSO, 1972), p.9.

(38) Ibid., p.8.

(39) "Convention on Relations between the Three Powers and the Federal Republic of Germany and the Related Conventions signed at Bonn on 26 May 1952," p.25, YIVO, 347, 7, FAD 41-46.

(40) BRÜG von 19 July 1957, in *Bundesgesetzblatt*, Teil I, S. 162-166.

(41) 一九六四年の連邦返賄法の修正で、西ドイツが認めた一

五億マルクの上限が取られただめ、繼承組織は日本〇〇万ドルを越へて総計を支けた。

(42) JRSO, op. cit., pp.12-22 を参照。

(43) JRSO, *After Five Years 1948-1953: A Report of the Jewish Restitution Successor Organization on the Restitution of Identifiable Property in the U.S. Zone of Germany* (Nuremberg: JRSO, 1953), p.19.

(44) JRSO, *The Report*, p.37.

(45) Ibid., p.35.